## 公示・公告の類型・掲載根拠・法的効果等

掲載項目	類型	官報に掲載 する根拠	官報に掲載することに伴う法的効果等	官報を電子化した場合の考え方 (公にされる時点に関する考え方)
	①いわゆる法規たる性質 を有する告示	法規として 官報に掲載	〇周知の擬制の機能 ※正本機能も有すると考えられる	〇引き続き、周知の擬制の機能を有する ※法規については正本機能も有する 「官報の発行が行われた時(官報に記録され た情報がインターネットにより送信可能化 された時点。以下同じ。)」をもって公に されたことになる
告示	②個別の事案において 国民の権利義務に影響する 法的効果を生じさせる告示	国家行政 組織法等 - 個別法令	○周知の擬制の機能	
	③法的効果を生じさせない告示		〇国の活動等を国民に公示する手段 としての機能 ※官報掲載により法的効果は生じない	〇引き続き、国の活動等を国民に公示する 手段としての機能を有する ※官報掲載により法的効果は生じない
	①利害関係人の権利関係を 適切に調整するためのもの	個別法令	〇個別法令において定めるところにより、 官報掲載により法的効果が生ずる	〇引き続き、個別法令において定めると ころにより、官報掲載により法的効果
法定公示 ·公告	②所在等が不明な者に対する 通知手段のためのもの		※周知の擬制の機能は有しない ※他の手段(日刊新聞紙等)により 法的効果を生じさせるものもある	が生ずる 「官報の発行が行われた時」をもって 公にされたものとすることを基本とする
	③一定の事実等を周知するため のもの		※告示③と同様に、法的効果は生じない	※告示③と同様に、法的効果は生じない
その他官報に掲載する	①国の機関が公にする事項であって 官報発行機関が定める基準に適合 するもの	官報発行機関が示す基準	- ※官報掲載により法的効果は生じない	※官報掲載により法的効果は生じない
ことができ る事項	②公の機関又は私人が公にする事項 であって官報発行機関等の承認を 得たもの	官報発行機関 の承認		

## 【基本的な考え方】

- 1. 官報は、インターネットによる方法以外にも閲覧が可能となるような措置をとる(官報記録事項記載書面等)。
- 2. 官報発行機関等においては、①発行後の通信障害等による閲覧不能、②発行後の改変、③発行の遅れ等に係る 問題が生じないように、最大限の措置をとる。
- 3.万一、事象が生じ、影響があり得る場合は、個別の法令の規定・趣旨を踏まえ、個別具体的な判断が行われる。 (官報の法制度で一律の対応は定めない)
- 4. 官報発行機関等は、対応の周知や、3の判断等に資するよう情報提供を行う。

	事象	予防等	生じた場合の考え方	生じた場合の周知・情報提供
到	発行後の 通信障害等	〇サイバーセキュリティ、冗長性の 確保による通信障害等の発生予防	<法令・告示等の効力> ○影響はない	〇通信障害等が生じた旨、閲覧するため の代替手段について周知
		〇発行時からダウンロード可能	<公示・公告の効力(期間があるもの)>	○事後、通信障害等が生じた期間をウェ
		○官報記録事項記載書面が閲覧可能 →周知可能性は継続	│ ○周知可能性の継続を踏まえ個別に判断 │ │	ブサイトに掲載
	発行後の 改変	〇サイバーセキュリティ、電子署名、 タイムスタンプによる改変予防	<法令・告示等の効力> ○影響はない	〇官報の改変を確認した後、直ちに削除 し、真正な官報を掲載
		〇改変された場合は、その旨が明示 されることを周知	<公示・公告の効力(期間があるもの)> ○周知可能性の継続を踏まえ個別に判断	〇事後、改変されていた期間や内容を ウェブサイトに掲載するとともに、一
		〇発行時からダウンロード可能	<誤信して行動した者の保護> 〇改変予防措置がとられていること等を 踏まえ個別に判断	定期間、官報に掲載   ○ 本記なほど問題によります。
		○官報記録事項記載書面が閲覧可能		〇官報発行機関等が公表している真正な 官報を確認することを周知
	発行の遅れ	〇代替措置を当日中に講じることが	<法令・告示等の効力> ○公布日・告示日・起算日等が遅れる	
	(発行日 の遅れ)	できるような体制を確保	<公示・公告の効力(○日前まで公告)> ○個別の法令の規定及び趣旨を踏まえ 個別具体的な事情に応じて判断	<公示・公告の効力(○日前まで公告)> ○当初の官報発行予定日を官報に掲載